

平成28年度

社会福祉法人 茅野市社会福祉協議会事業計画

経営理念

- 1 本会が行うすべての事業・取り組みを、住民のあらゆる生活課題の発見の機会としてとらえ、職員全員が課題の早期発見に取り組む。
- 2 本会としてあらゆる生活課題を受け止め、各部門の特性を活かした社協内の協働体制を確立し、解決や予防につなげる支援とその仕組みづくりを行う。
- 3 解決や予防につなげる支援にあたっては、本会としてのこれまでのコミュニティワークや個別支援の実践を活かし、地域住民、福祉推進委員、民生児童委員、ボランティア・NPO団体、専門機関、行政等とのより積極的な連携・協働を図る。

経営方針

- 1 運営の透明性、中立性、公正性の確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たすことにより、信頼される社協となる。
- 2 社会福祉法第109条の「社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加する」公益性の高い民間の福祉団体として、常に住民に近い存在であり続けるとともに、あらゆる社会資源との協働に取り組む。
- 3 「公益的事業」と「収益的事業」のバランスに配慮しながら、様々な財源の確保に取り組む。
- 4 常に個別支援や地域支援を意識し、新たなサービスの開発や地域との意思疎通に心がける。
- 5 役職員等は、これらの内容を認識するとともに法令の遵守に心がけて社協経営にあたる。

平成28年度の主要な取り組み

1 介護予防・日常生活支援総合事業への対応

平成27年度の介護保険制度の改正により、予防給付のうち訪問介護・通所介護については、市町村が地域の実情に応じて取り組む地域支援事業へ移行します。また、新たに「市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す」総合事業が創設されました。これらは平成29年度中の移行・実施が予定されています。

これに向けて茅野市では、4月から「生活支援体制整備事業」を社協が受託し、生活

支援コーディネーターを10人配置します。茅野市社協ではこの10人を中心に、市内のそれぞれの地域でどのような助け合い活動や生活支援サービスが必要なのか、それらをどのように進めていったら良いかを、各地域の皆さんや行政と充分検討し、本格的に事業がスタートする平成29年度に向けた準備に取り組みます。

2 第3次福祉21ビーンズプラン（茅野市地域福祉計画）策定への参画

茅野市社協が主体的に策定する地域福祉活動計画は、第2次計画からは福祉21ビーンズプランと一体的に策定していますが、第3次計画においては、福祉21ビーンズプランに包含して策定する予定です。そのため、平成28年度から始まる第3次福祉21ビーンズプランの策定にあたっては、行政との合同事務局として参画し、行政計画の中に地域福祉がより一層明確に位置付けられ、その推進が計画的に実践できるものとなるよう、市民の皆さんとともに検討を進めます。

また、第3次福祉21ビーンズプランに合わせて「第2次茅野市社会福祉協議会発展強化計画」を策定するため、職員プロジェクトを中心に検討を進めます。

3 地域福祉推進施策の再編への対応

平成27年度には介護保険の制度改正や生活困窮者自立支援制度の創設など大きな制度改革が行われ、また、社会福祉法人改革の法制化も進められています。こうした国の動向に加え、茅野市では4月から新たにファミリー・サポート・センター事業が社協受託事業としてスタートし、今秋には社協職員と市職員が協働して事務局を担う市民活動センターがオープンするなど、茅野市の地域福祉も大きな転換期を迎えています。茅野市社協では、これらの動きを地域福祉施策の再編ととらえて、各事業の見直しを図るとともに、これらに対応できる社協組織体制の整備を進めます。

【各系の業務分担と主な取り組み】

I 総務・企画係

地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、地域の皆さんや行政との連携を常に意識し、理事会、評議員会及び経営委員会において組織運営の透明性と中立性、公平性、安定性の確保に努めます。

民間団体としての法令遵守を意識し、そのための規程整備を行うことで、組織の強化・管理に努めます。

社協発展強化計画に基づき、職員研修体系を構築し実施するように努めます。

平成28年度は、以下の3項目を重点にして各事業に取り組みます。

- (1) 社協会費・共同募金について地域の皆さんにご理解いただくための説明会を、茅野市社協全職員を挙げて実施します。
- (2) 各種規程及び体制の整備を引き続き行います。
- (3) 職員研修体系に基づいた研修を実施します。

II 地域生活支援係

生活課題の早期発見や潜在的なニーズの把握を積極的に行い、様々な要因から日常生活に何らかの課題を抱えた個人やその家族に寄り添い、共に課題解決ができるよう総合的な支援に努めます。

また、地域の実態把握に努めつつ、見えてくる諸課題に応じたきめ細かな支援を行い、制度の谷間にある福祉課題や社会的支援を必要とする方々の課題解決を図ります。

さらに、これまで実践を重ねてきたCSW（コミュニティソーシャルワーカー）の実践活動を振り返りつつ、新たに受託する生活支援コーディネーターの機能と役割を精査し、市民の皆さん等の協力を得ながら、福祉ニーズを把握し、適切に対応することに努めます。

そして、平成28年度から新たに受託をする「ファミリー・サポート・センター事業」の実施において、これまで関わりの薄かった子育て世代の市民の皆さんから信頼されるべく、その期待に応えられるように努めます。

平成28年度は、以下の4項目を重点にして各事業に取り組みます。

- (1) 個別の相談・支援に関わる社協事業との連携を図り、外部の関係機関とのネットワークを構築するとともに、本人の課題を早期に解決へと導くことができる相談体制を築きます。
- (2) 地域住民による支え合い活動を実践するためのネットワークづくりを進めます。そのため地区コミュニティセンターと連携し、福祉推進委員の活動や地区社協活動を各地区、各区・自治会の実情に沿いながら、また、地域の自助・互助を活かしながらネットワークづくりに取り組みます。
- (3) 経済的な問題などで悩みを抱える生活困窮者に対し、それぞれの相談を包括的に受け止め、貸付事業（生活福祉資金貸付事業、暮らしのつなぎ資金貸付事業）や、日

常生活自立支援事業等の制度を活用しながら、本人の状態に応じた継続的な相談支援の実施に努めます。

- (4) 「ファミリー・サポート・センター事業」を受託することで、子育て家庭の多くが抱える課題に向き合い、子育てを地域で支える新たな相互援助を実施します。

III 在宅福祉係

介護保険法や障害者総合支援法等の各種制度に的確に対応し、高齢者や障害者等が安心して地域での生活が続けられるよう、高品質できめ細やかなサービスの提供に努めます。また、各種法令を遵守し、利用者やその家族、地域の皆さんとの信頼関係の構築を図り、情勢変化を的確に把握しつつ経営分析を行い、安定的な事業の経営に努めます。

平成28年度は、以下の5項目を重点にして各事業に取り組みます。

- (1) サービスの向上を図るため、内部研修や外部研修を通して、介護保険法等の改正に関連する諸制度の理解、介護技術や認知症等に関する専門的知識の習得に努め、職員の資質向上を図るとともに、尊厳ある接遇を徹底し、利用者の立場にたった福祉サービスの提供に努めます。
- (2) 介護保険法、障害者総合支援法等の法令遵守に努めます。
- (3) 社協の使命を意識し、職員一人ひとりが茅野市社協の一員としての自覚を持ち、係を越えての情報共有や連携強化に努め、専門的知識や技術を活かした質の高いサービスを提供するとともに各保健福祉サービスセンター等との連携も密にして、地域福祉の向上に貢献します。
- (4) 介護人材の定着及び働きやすい職場づくりを進めるために、処遇改善や効率の良い組織改正等を検討するなど業務改善に取り組み、職場環境の改善を図ります。
- (5) 社会福祉士・介護福祉士等の現場実習生の受け入れを行い、福祉人材育成のために協力します。

IV ボランティア・市民活動センター

市民の誰もが主体的に活動できる環境づくりや意識づくりの醸成に取り組みます。

今後ますます地域で支え合いが重要になることを見据え、ボランティアの活動を広げる企画及び機会をつくり、ボランティア・市民活動を推進・支援します。

また、11月からオープン予定の市民活動センターは、様々な分野別の市民活動の拠点として、市民の皆さんと行政と社協が三者協働で運営することにより、様々な分野別の市民活動がより活発になり、活動者が広がるよう総合的な支援に取り組みます。

平成28年度は、以下の4項目を重点にして各事業に取り組みます。

- (1) 市民活動センター開設に向けた準備を行い、開設後は市民活動センターと協働連携して業務を行います。
- (2) ボランティア・市民活動をする市民一人ひとりが、より力を発揮できるよう調整機能（コーディネーター）の強化を図ります。
- (3) ボランティアグループそれぞれの活動状況を把握し、ニーズに即した相談・支援を

- 行います。
- (4) “ふくし”の心を育む福祉教育(共育)・学習を推進します。

【事業の概要】

<法人・地域福祉推進事業>

1 法人運営事業

(1) 管理運営事業 <市補助事業> 116,761千円

- ・理事会、評議員会の開催及び「社協の置かれている立場や果たすべき役割」を理解していただくための研修会を開催します。
- ・各種規程の整備を行い民間団体として法令遵守に努めます。
- ・職員研修計画を立案し、職員の資質向上に努めます。

(2) 広報・啓発事業 <市補助事業> 1,729千円

- ・ホームページを積極的に活用し、タイムリーな情報提供に努めます。
- ・やらぎあの発行を通じて、茅野市社協の取り組みや地域の取り組みを紹介することによって、小地域活動のきっかけづくりや福祉意識の啓発が図れるように努めます。
- ・誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し、地域の絆の大切さなどの福祉意識の関心が高められ、地域の支え合い等について考えられる機会として社会福祉大会を開催します。

2 小地域福祉活動推進・支援事業

(1) 小地域福祉活動推進事業 <市補助事業> 51,253千円

- ・公的サービスや茅野市社協のサービスを活用するとともに、近隣住民、ボランティアなどの参画を働きかけ、一人ひとりの生活課題が解決できるよう支援します。また、住民同士が互いに支え合える地域づくりをすすめるため、地区コミュニティセンターや保健福祉サービスセンターと協働して地区社協、各区・自治会の福祉推進委員の活動を積極的に支援します。
- ・介護保険制度の改正にともなう地域生活支援・介護予防サービスの充実・強化及び高齢者の社会参加を推進するため、地域におけるサービス提供体制を支援する生活支援コーディネーターを配置します。

(2) 福祉団体助成事業 <市補助事業> 3,890千円

- ・地域活動を支援するために、茅野市社協会費還元金の交付を行います。
- ・地域とのつながりを持ち、活発な活動ができるよう地区社協を通し、社会福祉団体へ助成金の交付を行います。

3 相談・生活支援事業

(1) 総合相談事業 <市補助事業> 538千円

- ・総合相談窓口として、心配ごと相談、結婚相談、司法書士の法律相談を実施します。寄せられた相談に対しては、課題の早期発見・早期対応のための「総合相談体制」を構築し、必要に応じて関係機関と協働して問題解決にあたります。

- (2) **シャララほっとサービス事業** 〈市補助事業〉 3,296千円
- ・安心して暮らせるために、ボランティア活動と公的なサービスの中間的位置付けとして、茅野市社協独自で創設し、実施している住民参加型福祉サービスです。
 - ・家事援助や買い物等、現在提供しているサービス内容について調査研究を行い、より良いサービスの実現を目指します。
- (3) **ひとり暮らし高齢者安心コール事業** 〈市補助事業〉 202千円
- ・ひとり暮らし高齢者で定期的に電話での安否確認やおしゃべりを希望される方に、協力員から電話をお掛けします。
- (4) **地域活動支援センター事業** 〈市補助事業〉 4,795千円
- ・ピアあすなろにおいて、就労支援事業所に通えない障害者を対象に、交流の場及び作業を通じて機能訓練や社会参加の場を提供します。
- (5) **介護予防通所事業** 〈市委託事業〉 22,026千円
- ・高齢者福祉センターの「塩つぼの湯デイサービス」において、基本チェックリストで“将来、要介護状態になることを予防する必要がある”とされた「二次予防事業対象者」を中心に、運動・意欲向上を図る介護予防を行い心身機能の維持・向上とともに、元気高齢者として活動できるよう支援を行います。また、効果的介護予防メニューを研究し取り入れていきます。
- (6) **外出支援事業** 〈市委託事業〉 7,911千円
- ・心身が不自由なため、公共交通機関を一人では利用できない方を対象に送迎サービスを実施します。
- (7) **配食サービス事業** 〈市委託事業〉 11,812千円
- ・ひとり暮らし高齢者や障害者等で食事づくりが困難な方を対象に、昼食（おたっしや弁当）を毎日お届けします。また、お弁当を届けることにより、利用者の日常生活の見守りを行います。
- (8) **ファミリー・サポート・センター事業** 〈市委託事業：新規〉 3,000千円
- ・子どもの一時預かり等の援助を行いたい人（援助会員）と、援助を受けたい人（依頼会員）を登録し、その会員間による相互援助活動を行うことにより、安心して仕事や子育てができる環境づくりを支援します。

4 権利擁護事業

- (1) 日常生活自立支援事業 〈県社協委託事業〉 1,645千円
・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な方に対して、住み慣れた地域の中で生活ができるように、福祉サービスを利用するときの手続きや利用料の支払いのお手伝い又は日常生活に必要な預貯金の出し入れや書類等の預かりを支援するサービスです。
- (2) 法人後見事業 〈市補助事業：新規〉 64千円
・茅野市社協が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の成年後見制度に基づく後見事務（財産管理や身上監護）を行います。

5 生活困窮者支援事業

- (1) 生活福祉資金貸付事業 〈県社協委託事業〉 742千円
・低所得者、高齢者、身体障害者、失業者等の世帯で貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に対して、必要な援助指導を行い、経済的自立と社会参加の促進を図るための貸付事業を実施します。
- (2) 暮らしのつなぎ資金貸付事業 〈自主事業〉 1,080千円
・市内に6ヶ月以上住所を有する低所得者等に対し、緊急事態の発生又は一時的に必要とする資金の貸付け若しくは臨時援護のために貸付けを行い、生活の自立を図ります。
- (3) 生活困窮者自立支援事業 〈市委託事業〉 540千円
・生活困窮者の家計再建に向け、家計収支全体の改善を図る観点から、家計に関する相談に対応し、低所得者、高齢者、身体障害者、失業者等の世帯で貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に対して、家計管理に関する指導や貸付事業の活用を促し、自立生活の促進を図ります。

6 交流・ふれあい事業

- (1) 希望の旅事業 〈市補助事業〉 474千円
・日ごろ、遠方に出かける機会の少ない障害のある方々を対象に、ゆっくりと楽しいひと時を過ごし、参加者同士の交流を深めていただくことを目的として実施します。
- (2) 家庭介護者交流事業 〈市補助事業〉 570千円
・家庭で介護をされている方々を対象に、食事や温泉入浴、レクリエーション等を通じて相互の情報交換や仲間づくりの場を企画します。

7 ボランティア・市民活動推進事業 〈市補助事業〉 27,120千円

- ・ボランティア活動及び市民活動の推進・支援・連絡調整を図るとともに、活動充実のための環境整備に努めます。また、ボランティアグループや個人ボランティアが登録している活動状況を、より魅力的に発信できるよう工夫、研究に取り組みます。
- ・ボランティア活動の活性化や、新たな活動者を広げるための講座等を実施します。
- ・学校・地域との協働により「共に生きる」という視点を大切にしながら、子どもから大人までを対象とした福祉教室や講座を開催します。そして、福祉教育・ボランティア学習を展開する学校教員や地域住民の皆さんと、“ふくし”の心を育むことの意義を共有するとともに、今後のより良い実践に繋げていくための情報交換や研修等の機会をつくります。
- ・自主的で継続的なボランティア活動の育成・支援を目的に、グループ活動の事業費補助を行います。また、より良い活用のために助成方法の見直しを検討します。
- ・市民活動センターでは、市民団体やNPO法人等、諸団体と積極的に関わり、それぞれの活動が広がり、つながりが持てるコーディネートに取り組みます。

8 共同募金配分金事業 〈自主事業〉 5,128千円

- ・共同募金（赤い羽根・歳末助け合い募金）に対する住民の皆さんの理解を一層深めながら、募金活動を進めます。また、より市民の皆さんに開かれた共同募金とするために運営委員会を開催します。
- ・共同募金を、広く透明性のある適正な配分とするために、審査委員会を開催します。

<居宅介護等事業>

1 居宅介護支援事業 〈自主事業〉 17,954千円

- ・介護支援専門員が依頼を受け、適切な「居宅サービス計画」を作成するとともに、計画に基づいたサービスが提供されるようサービス事業者等との連絡調整などを行い、入所を要する場合にあっては、高齢者施設への紹介等の便宜を図ります。

2 東部訪問介護事業 〈自主事業〉 53,538千円

3 西部訪問介護事業 〈自主事業〉 52,569千円

- ・東部・西部訪問介護事業所のホームヘルパーが、高齢者及び障害者宅での入浴、排泄、食事の介護、また日常の世話等のサービスを提供します。

4 西部デイサービス事業 〈自主事業〉 82,415千円

- ・西部デイサービスセンターにおいて、入浴、排泄、食事時の介護、日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを提供します。

5 本部事業 〈自主事業〉 10,759千円

- ・在宅福祉係全体の事務局（本部）として、各事業所運営に関わる企画立案や監査対応等の必要な業務を行うとともに、長野県国民健康保険団体連合会への請求業務や利用者負担金の徴収業務を行います。

〈障害者福祉サービス事業〉

1 障害者相談支援事業 〈自主事業〉 506千円

- ・あすなろセンターにおいて、障害者や障害児からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の他、必要な便宜を提供します。障害者や障害児が障害福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

2 就労継続支援B型事業 〈自主事業〉 32,000千円

- ・あすなろセンターにおいて、民間企業等に雇用されることが困難な障害者の方に就労の機会を提供するとともに、知識や能力向上のために必要な訓練を提供します。